


報道発表資料の配付日時 1月29日(水) 15時00分

発表項目	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に係る説明会の開催について
概要	<p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道では、令和7年4月1日より14市町において「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に基づく規制区域を指定し、規制を開始する予定です。</li> <li>・規制開始に向けて、説明会を開催し、法改正の内容や新たに生じる手続き等について、説明をいたします。</li> <li>・WEBによる開催としますので、参加希望の方は専用フォームからあらかじめお申し込みをお願いします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和7年2月13日(木) 13:30～15:00</li> <li>・参加申請フォームURL <a href="https://www.harplg.jp/bZobz6cM">https://www.harplg.jp/bZobz6cM</a></li> <li>・説明会次第(案) <ul style="list-style-type: none"> <li>①法改正の概要・背景について</li> <li>②規制区域について</li> <li>③盛土規制法の規制内容について</li> <li>④申請手続きについて</li> <li>⑤その他事項について</li> </ul> </li> </ul> <p>・北海道の盛土規制法の規制内容、手続き等の詳細は、下記ホームページでご覧いただけます。  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html</a></p> 
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模土石流災害を契機とし、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」として抜本的に改正され、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制する法令として施行されました。</li> <li>・規制が開始されると、「宅地造成等工事規制区域」内では500㎡を超える宅地造成や土石の一時堆積など一定の規模以上の盛土等を行う場合は許可を受ける必要があります。（「特定盛土等規制区域」では、3,000㎡を超える盛土などが許可対象。）</li> <li>・14市町以外の市町村についても順次規制区域を指定し、令和10年度に全道176市町村の規制区域の指定が完了する予定です。（政令市、中核市は各市が区域指定）</li> </ul>
報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 道政記者クラブ、関係振興局記者クラブ、北海道建設記者会
担当（連絡先）	建設部まちづくり局 都市計画課 宅地係（担当者：大島・斎藤） ダイヤルイン 011-204-5563 内線 29-658

# 宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法)に係る説明会の開催について

北海道では、**令和7年4月1日から**、以下**14市町**において**盛土規制法**による**規制を開始**する予定です。

つきまして、説明会を開催しますので、参加を希望する方は2月6日までに下記の申請フォームより申し込みください。

小樽市	室蘭市	釧路市	北見市	網走市
苫小牧市	富良野市	登別市	北広島市	江差町
白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	以上14市町

- 規制開始を予定している上記の14市町において、規制開始以降〔令和7年(2025年)4月1日以降〕に下図に示す一定規模以上の盛土や土石の一時堆積等といった行為を行う場合には、あらかじめ「**北海道知事の許可**」または「**届出**」が必要となります。
- 規制開始時に既に工事中の盛土等行為については、工事主が規制開始日から**21日以内に届出が必要**となります。〔詳細についてはホームページを参照してください。〕

## ～ 説明会について ～

- 日時  
令和7年2月13日(木) 13:30～15:00
- 開催方式  
Web会議方式(Zoomによる)
- 参加資格  
特にありません。個人・事業者を問わずどなたでも参加可能です。
- 参加申請フォームURL(2月6日(木)まで)  
<https://www.harp.lg.jp/bZobz6cM>
- 接続URL及び資料  
後日申請のあったメールアドレス宛に案内します。
- 説明会次第(案)
  - ①法改正の概要・背景について
  - ②規制区域について
  - ③盛土規制法の規制内容について
  - ④申請手続きについて
  - ⑤その他事項について

お問合せ先 北海道建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係

H P:[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido\\_kisei\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html)

TEL:011-231-4111 (内線29-659)

mail:kensetsu.tokei1@pref.hokkaido.lg.jp

